

令和8年2月4日(水)	資料1
令和7年度地域・職域連携推進関係者会議	

わが国の保健行政の動向について

令和7年度地域・職域連携推進関係者会議 行政説明

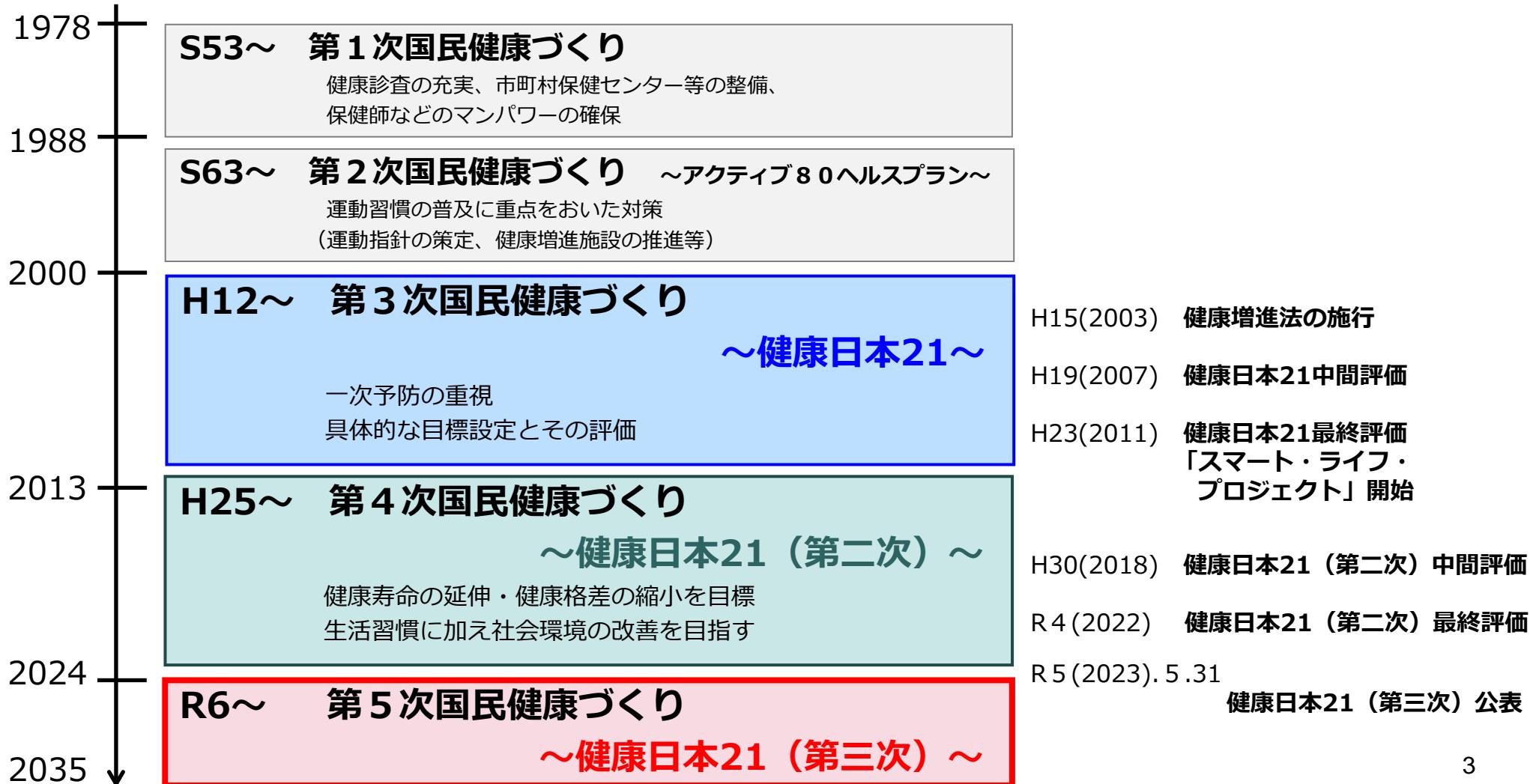
厚生労働省健康・生活衛生局 健康課

課長 丹藤 昌治

1. 健康日本21（第三次）	3
2. たばこ対策	13
3. 栄養関係	16
4. 女性の健康課題への対応	18
5. スマート・ライフ・プロジェクト	22

我が国における健康づくり運動

○平均寿命が伸びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開してきた。



健康日本21（第三次）の全体像

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置く。

ビジョン

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない
健康づくり
(Inclusion)

集団や個人の特性を踏まえた
健康づくり
性差や年齢、ライフコースを
加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む
幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくり
の構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の
有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で
国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた
健康づくり

より実効性をもつ
取組
(Implementation)

目標の設定・評価

エビデンスを踏まえた目標設定、
中間評価・最終評価の精緻化

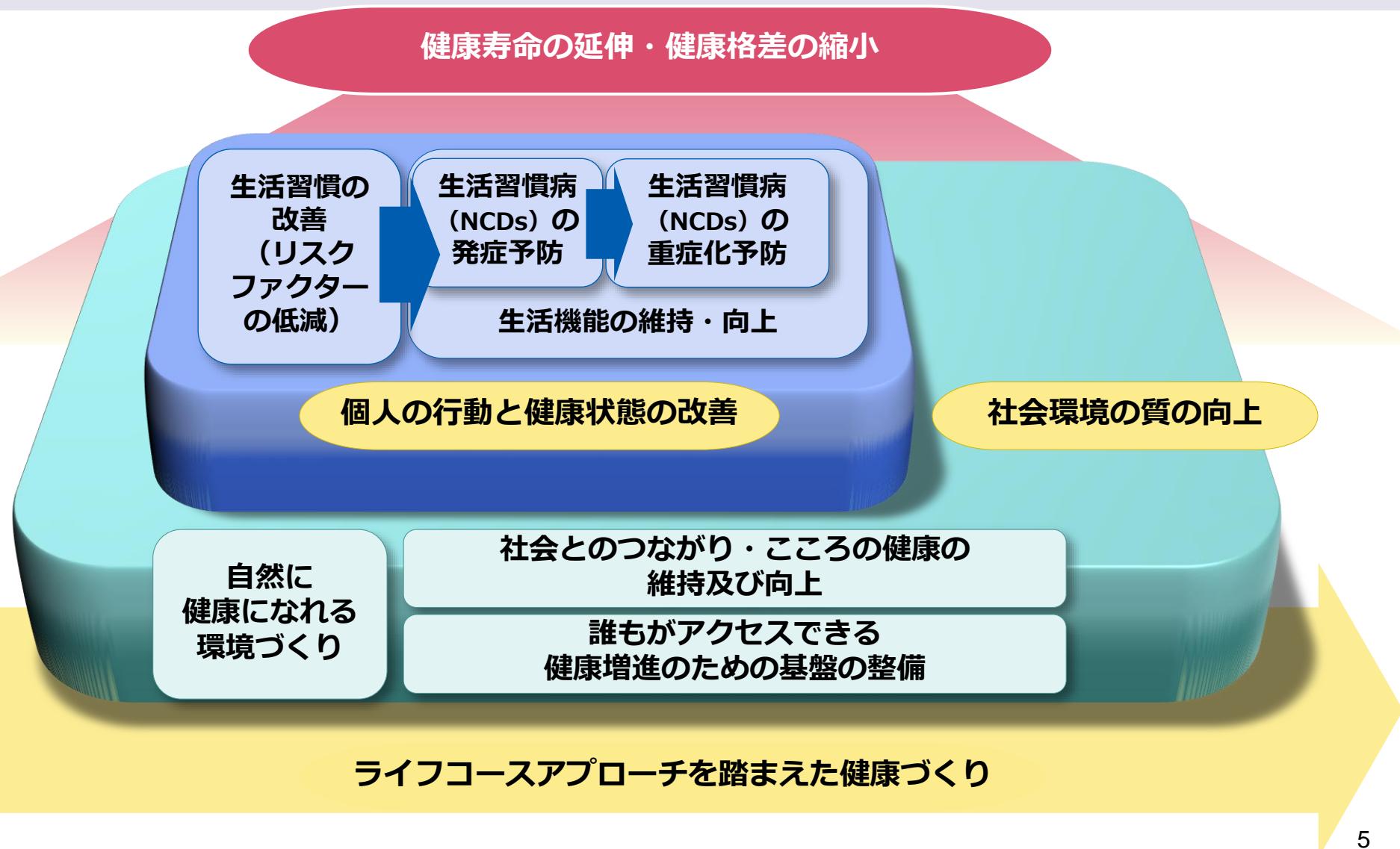
アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる
具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリ
などテクノロジーを活用

※期間は、令和6～17年度の12年間の予定。

健康日本21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



健康日本21（第三次）の基本的な方向と領域・目標の概要

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

健康寿命、健康格差

個人の行動と健康状態の改善

生活習慣の改善	栄養・食生活	適正体重を維持している者、肥満傾向児、バランスの良い食事、野菜・果物・食塩の摂取量
	身体活動・運動	歩数、運動習慣者、子どもの運動・スポーツ
	休養・睡眠	休養が取れている者、睡眠時間、週労働時間
	飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者、20歳未満の飲酒
	喫煙	喫煙率、20歳未満の喫煙、妊婦の喫煙
	歯・口腔の健康	歯周病、よく噛んで食べることができる者、歯科検診受診率
生活習慣病（NCDs）の発症予防／重症化予防	がん	年齢調整罹患率・死亡率、がん検診受診率
	循環器病	年齢調整死亡率、高血圧、脂質高値、メタボ該当者・予備群、特定健診・特定保健指導
	糖尿病	合併症（腎症）、治療継続者、コントロール不良者、有病者数
	COPD	死亡率
生活機能の維持・向上		ロコモティブシンドローム、骨粗鬆症検診受診率、心理的苦痛を感じている者

社会環境の質の向上

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	地域の人々とのつながり、社会活動、共食、メンタルヘルス対策に取り組む事業場
自然に健康になれる環境づくり	食環境イニシアチブ、歩きたくなるまちなかづくり、望まない受動喫煙
誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備	スマート・ライフ・プロジェクト、健康経営、特定給食施設、産業保健サービス

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	子ども	子どもの運動・スポーツ、肥満傾向児、20歳未満の飲酒・喫煙
	高齢者	低栄養傾向の高齢者、ロコモティブシンドローム、高齢者の社会活動
	女性	若年女性やせ、骨粗鬆症検診受診率、女性の飲酒、妊婦の喫煙

健康日本21（第三次）の新たな視点

- 「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性をもつ取組の推進」に取り組むため、以下の新しい視点を取り入れる。

①女性の健康については、これまで
目だしされておらず、性差に着目した
取組が少ない



女性の健康を明記

「女性の健康」を新規に項目立て、
女性の健康週間についても明記
骨粗鬆症検診受診率を新たに目標に設定

②健康に関心の薄い者など幅広い世代に
対して、生活習慣を改めることができ
るようなアプローチが必要



自然に健康になれる環境づくり

健康に関心の薄い人を含め、本人が無理
なく健康な行動をとれるような
環境づくりを推進

③行政だけでなく、多様な主体を
巻き込んだ健康づくりの取組を
さらに進める必要



他計画や施策との連携も 含む目標設定

健康経営、産業保健、
食環境イニシアチブに関する目標を追加、
自治体での取組との連携を図る

④目標や施策の概要については記載があ
るが、具体的にどのように現場で取組を
行えばよいかが示されていない



アクションプランの提示

自治体による周知広報や保健指導など
介入を行う際の留意すべき事項や好事例
集を各分野で作成、周知
(栄養・食生活、身体活動・運動、睡眠、喫煙など)

⑤PHRなどICTを利活用する取組は
一定程度進めてきたが、
さらなる推進が必要



個人の健康情報の見える化・利活用 について記載を具体化

ウェアラブル端末やアプリの利活用、
自治体と民間事業者（アプリ業者など）間
での連携による健康づくりについて明記

運動期間中のスケジュール

計画期間

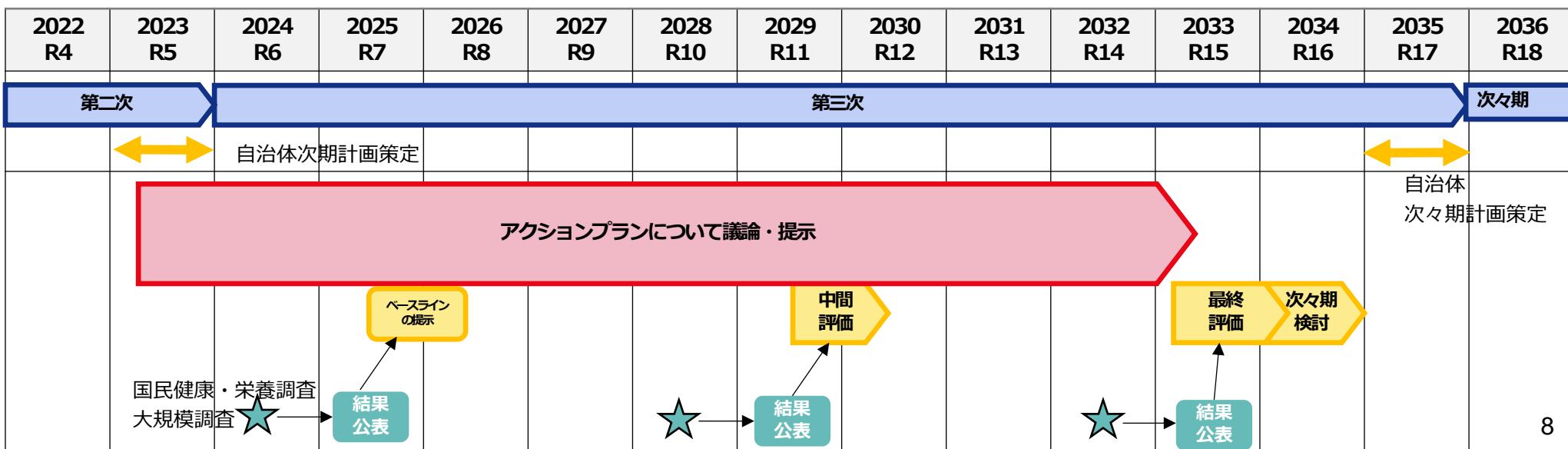
- 関連する計画（医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画等）と計画期間をあわせること、各種取組の健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要すること等を踏まえ、令和6～17年度までの12年間とする。

目標の評価

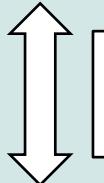
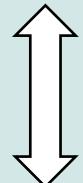
- 全ての目標について、計画開始後6年（令和11年）を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後10年（令和15年）を目途に最終評価を行う
→評価・分析に応じて、基本方針も必要に応じて更新、PDCAサイクルを通じて、より効果的な健康づくりを行う。

アクションプラン

- 令和5年度以降、アクションプランについて、健康日本21（第三次）推進専門委員会で検討し、自治体等に示していく。



健康日本21（第三次）推進の方向性（イメージ）※順次 具体的施策を提示

項目（告示）	地域における取組とそのポイント	国の取組
第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項 一 健康増進計画の目標の設定と分析・評価等 ・地方公共団体は、人口動態、医療・介護をはじめとする各分野の統計やデータベース等の地域住民に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、独自に必要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定し、定期的に分析・評価を行った上で、改定を実施することとする。国は、地方公共団体における都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定の支援を行う。	<p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画をはじめとする自治体の他の計画との調和 地域の多様な主体との連携体制の構築 多様な主体の連携による健康づくりの推進 	○地域の健康づくりの好事例収集
二 都道府県の役割と都道府県健康増進計画 ・都道府県は、府内の関連する部局が連携して都道府県健康増進計画を策定することとし、当該計画において、国が設定した目標を勘案しつつ、具体的な目標を設定する。また、区域内の市町村ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握を行い、地域間の健康格差の是正に向けた取組を位置付けるよう努めるものとする。 都道府県は、地域・職域連携推進協議会等も活用し、市町村や医療保険者、企業、教育機関、民間団体等の関係者の連携強化のための中心的役割を担い、データの活用や分析を積極的に行い、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行う。 ・保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康づくりに関する情報を収集・分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行う。	<p>○都道府県</p> <p>都道府県健康増進計画の策定・推進</p>  <p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県（保健所）による市町村の支援 都道府県と市町村の取組に一体性を持たせる 	○地域・職域連携推進関係者会議の開催 ○地域・職域・保険者が連携した取組の検討
三 市町村の役割と市町村健康増進計画 ・市町村は、都道府県や保健所とも連携しつつ、また、府内の関連する部局が連携して市町村健康増進計画の策定に努めるものとする。市町村は、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な目標を設定するよう努めるものとする。 ・医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査等実施計画、市町村が策定する介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画に加え、データヘルス計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮する。	<p>○市町村</p> <p>市町村健康増進計画の策定・推進</p>  <p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職域との連携 (地域職域連携協議会の活用) 	○地域・職域連携推進のためのポータルサイトの構築、好事例提示
第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項 一 多様な主体による連携及び協力 誰一人取り残さない健康づくりを効果的に展開するためには、行政だけではなく、地域の関係者や民間部門の協力が必要である。保健、医療、福祉の関係機関及び関係団体並びに大学等の研究機関、企業、教育機関、N P O、N G O、住民組織等の関係者が連携し、効果的な取組を行うことが望ましい。地方公共団体は、これらの関係者間の意思疎通を図りつつ、協力を促していくことが望ましい。	<p>○企業・保険者等における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> データに基づく保健事業の実施（データヘルス計画） 健康経営の取組 産業保健活動 	

健康日本21（第三次）推進の方向性（イメージ）※順次 具体的施策を提示

項目（告示）	地域における取組とそのポイント	国の取組
<p>第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項</p> <p>○データ分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査、都道府県等による健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査等に関する各種統計・データベース、その他の収集した情報等に基づき、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価を行い、それらの結果等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行う。 国及び地方公共団体は、PHRの利活用を更に進めるとともに、保健医療情報に関するビッグデータをはじめとする情報の収集・分析を行い、その結果等を踏まえ、国民や関係者が効果的な健康増進施策を実施することができる仕組みを構築するよう努める。 	<p>○県民健康・栄養調査マニュアルの作成</p> <p>○都道府県で活用できるデータ分析ツールの提供（保健医療科学院等）</p> <p>○データ分析に係る人材育成・研修会の開催（保健医療科学院）</p> <p>○健康支援情報プラットフォーム構築を介した地域の情報の見える化を推進</p> <p>○保険者と連携した取組の検討</p> <p>○保健所の役割</p> <p>・市町村への専門的・技術的な指導及び支援</p> <p>○都道府県の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県民健康・栄養調査を実施 県内の状況を把握可能な情報（既存データ）の収集 <p>【取組のポイント】</p> <p>○都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康・栄養調査、NDBオープンデータ、KDBなど、データを活用した都道府県内の各市町村の現状の評価、課題の抽出、及び市町村へのデータの提供 データの分析・評価について、都道府県内のアカデミアとの連携体制の構築 <p>○都道府県/市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存データ及び独自に収集したデータを活用した課題の把握、取組の策定・実施、進捗評価、見直し（PDCAサイクル）の実施 <p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者との連携（自治体内的健康づくり部門と国保部門の連携） <p>○保険者における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> データヘルス計画におけるデータ利活用 保険者間の連携 	

健康日本21（第三次）推進の方向性（イメージ）※順次 具体的施策を提示

項目（告示）	地域における取組とそのポイント	国の取組
<p>第二 国民の健康の増進の目標に関する事項</p> <p>○個人の行動と健康状態の改善 (一) 生活習慣の改善 (二) 生活習慣病（N C D s）の発症 予防・重症化予防 (三) 生活機能の維持・向上</p> <p>○社会環境の質の向上 (一) 社会とのつながり・こころの 健康の維持及び向上 (二) 自然に健康になれる環境づくり (三) 誰もがアクセスできる健康増進 のための基盤の整備</p> <p>【取組のポイント】 • 集団や個人の特性を加味したアプローチ • 健康に関心の薄い層へのアプローチ (自然に健康になれる環境づくり含む) • I C Tの利活用</p>	<p>＜都道府県＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県単位での普及啓発・情報発信 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた具体的取組の提示 好事例の紹介 </div> <p>＜市町村＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発・情報発信 健康教育・保健指導 環境整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者・産業保健・他部門との連携 </div> <p>＜保険者等における取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診・特定保健指導 生活習慣病の重症化予防等をはじめとする保健事業 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 <p>＜企業における取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業保健活動 健康経営の取組 <p>＜他部門における取組・部局横断的な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり 働き方改革（生活時間・睡眠時間の確保） 	<p>【各領域の個別の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各領域の目標達成のための具体的取組・環境整備の提示 <p>○各領域の基準・指針の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体活動・運動基準の見直し 睡眠指針の見直し 食事摂取基準見直し、食事ガイド作成 飲酒ガイドライン作成 <p>○他部門・他省庁の取組との連携</p> <p>(例) 長時間労働の抑制及び勤務間インターバル制度の普及促進（生活時間・睡眠時間の確保） 他省庁において予防・健康づくり領域での指針等策定及び活用</p> <p>○好事例の収集・提示</p> <p>【分野横断的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> スマート・ライフ・プロジェクト（SLP） <p>○国民を対象とした健康づくりに関する情報発信</p> <p>○自治体等の健康づくり担当者を対象とした健康づくりに関する情報発信</p>
<p>第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項</p> <p>健康増進には、国民の意識と行動の変容が重要であることから、国民の主体的な取組を支援するため、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。（中略） 国は、地方公共団体、企業、民間団体等が参画するプラットフォームも活用し、正しい知識の普及啓発に努める。地方公共団体は、地域の実情に応じた取組を行う。</p>		

栄養・食生活領域（イメージ）

項目（告示）	地域における取組とそのポイント	国の取組
第二 国民の健康の増進の目標に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○個人の行動と健康状態の改善 <ul style="list-style-type: none"> (一) 生活習慣の改善 (二) 生活習慣病（N C D s）の発症予防・重症化予防 (三) 生活機能の維持・向上 ○社会環境の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> (一) 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上 (二) 自然に健康になれる環境づくり (三) 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備 	<p>【普及啓発・情報発信】 栄養・食生活の重要性の周知、適切な栄養・食生活につながる情報提供等</p> <p>一般国民向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント、ウェブサイトでの情報発信 ・ポスター、リーフレットの配布 <p>働き世代・企業へのアプローチ（企業、職域との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外食、中食（惣菜等）、給食等でバランスのとれた食事等の提供促進 <p>若い世代へのアプローチ（教育部門、職域との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代への栄養バランスのとれた食事の実践支援活動等 <p>高齢者へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防の普及啓発ツールの活用等 <p>【健康教育・保健指導】 「食生活指針」や「食事バランスガイド」等を通じた普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診・特定保健指導等における栄養指導・肥満者への保健指導の充実（保険者との連携） ○健康増進事業を通じた栄養教育 <p>【環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外食、中食（惣菜等）、給食等でバランスのとれた食事等を入手しやすい環境整備（企業、職域との連携） <p>【関心が薄い層へのアプローチ/ICTの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが自然で健康になれる食環境づくりの推進（産学官等との連携） <ul style="list-style-type: none"> ・「健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス」への参画・活用を通じた、各地域での食環境づくりの推進 	<p>【国レベルでの普及啓発・情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食生活改善普及運動（毎年9月） ○ SLPを介した周知（職域、一般国民向け） <ul style="list-style-type: none"> ・サイト内のコンテンツ（野菜摂取量の増加等）の充実 ○ SLP等を介した好事例の収集・共有（自治体、職域向け） ○ e-ヘルスネットを通した普及啓発（一般国民向け） ○「日本人の食事摂取基準（2025年版）」の策定と周知（保健指導者、実務者向け） <p>【自治体が活用する普及啓発資材の作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「食生活改善普及運動」の機会を活用した資材の作成・提供、活用の推進（健康づくり支援担当者向け） ○e-健康づくりネット：健康づくり支援者向け資材の作成・提供（健康づくり支援担当者向け） ○「日本人の食事摂取基準（2025年版）」に基づく資材の作成・提供（健康づくり支援担当者向け） <p>【環境整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」の推進（産学官等との連携） ○地域高齢者等の健康支援を推進するための配食サービスの普及と利活用の推進（配食事業者、利用者向け） ○飲食店等の調理師向けの嚥下調整食の研修の推進（実務者向け） <p>【関心が薄い層へのアプローチ/ICTの活用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが自然に健康になれる食環境づくりの推進（「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」）（産学官等との連携） <p>【調査・研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働科学研究による知見の収集等
第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項 <p>健康増進には、国民の意識と行動の変容が重要であることから、国民の主体的な取組を支援するため、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。（中略） 国は、地方公共団体、企業、民間団体等が参画するプラットフォームも活用し、正しい知識の普及啓発に努める。地方公共団体は、地域の実情に応じた取組を行う。</p>	<p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団や個人の特性を加味したアプローチ ・健康に関心の薄い層へのアプローチ（自然に健康になれる環境づくり含む） ・ICTの利活用 	<p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者・産業保健・他部門との連携

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置 【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100m ² 以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道 飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)		

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

(3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。

(4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることができないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

(1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。

(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

(1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。

(2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。

(3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

今後のスケジュール(案)

論点	第1回 (11/25)	第2回 (12/25)	複数回 (2月~)	(4月以降)
附帯決議関係の検討事項				
指定たばこ (加熱式たばこ)	議題の提示	議論事項の提示	関係団体ヒアリング	研究結果報告 データ提示
既存特定飲食提供施設				
子どもが利用する 第1種施設の屋外喫煙所				
その他の検討事項				
喫煙目的施設				
<p>1月~3月頃 地方自治体との 意見交換会(非公開)</p>				

「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」について

健康日本21(第三次)

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)と、より実効性をもつ取組の推進(Implementation)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を推進するものである。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

二 目標設定の考え方

3 社会環境の質の向上

(二) 自然に健康になれる環境づくり

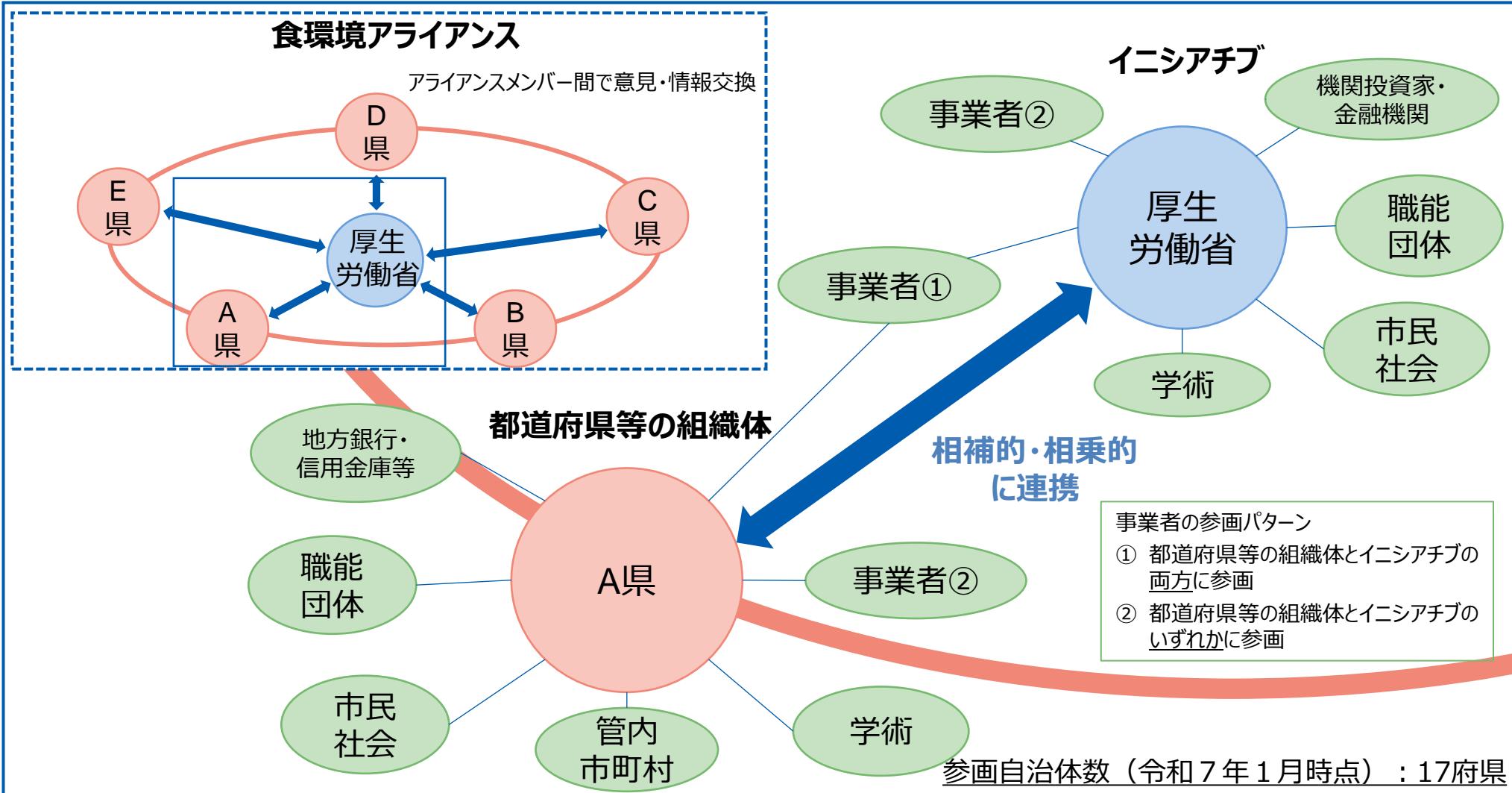
自然に健康になれる環境づくりとして、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙をはじめとする分野で取組が進められており、これらの取組の推進に関する目標を設定する。具体的には、「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等による身体活動・運動に取り組みやすい環境整備及び受動喫煙環境に関する目標について設定する。

目標	指標	目標値
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	47都道府県 (令和14年度)

都道府県等による食環境づくりを推進するための支援体制

(健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス(食環境アライアンス)の構築(2024年6月立ち上げ)

- 都道府県等は、国と連携することにより、イニシアチブ※の人的・物的等リソースを活用し、健康的で持続可能な食環境づくりを効果的・効率的に推進することができる。※「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」
- 都道府県等の組織体とイニシアチブの両方に参画する事業者は、両者それぞれのインセンティブを享受することができる。



性差に由来する健康課題への対応

生活習慣の改善

栄養・食生活

身体活動・運動

休養・睡眠

飲酒

喫煙

歯・口腔の健康

改善に関する目標 (女性)

骨粗鬆症受診率
の向上

生活習慣病のリスク
を高める飲酒をして
いる女性の減少

若年女性の
やせの減少

妊娠中の
喫煙をなくす

健康日本21(第3次)による国民運動の推進

健康増進・疾病予防

情報発信・普及啓発

- 情報発信・普及啓発
 - ・ヘルスケアラボ
 - ・更年期障害サイト
 - ※男性の更年期も含むにて情報発信・普及啓発
- スマート・ライフ・プロジェクトのテーマに「女性の健康」を追加※健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する取組

これまでの取組

女性の健康総合センターを
中心とした取組

早期発見

健診・検診

- 骨粗鬆症検診
- 職場の健康診断の機会を活用した健診機関による女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への受診勧奨(令和8年度より実施予定)
- がん検診(乳、子宮頸、大腸、肺、胃)

受診勧奨

診断・治療

- 自治体等の窓口から相談のあった患者の受入、県内の各専門領域の医療機関との連携体制等の実態把握

国立成育医療研究センター内に「女性の健康総合センター」を設置(令和6年10月)

- 情報発信の強化

- 女性の健康課題を医療につなげるためのツールの開発・普及及び情報提供
- 人材育成、研修

相談支援体制

研究

女性の健康に関する問題をサポートするため
の技術の開発、実用化に関する研究

女性の健康の包括的支援に関する
制度設計、政策の立案・実行等に資する研究

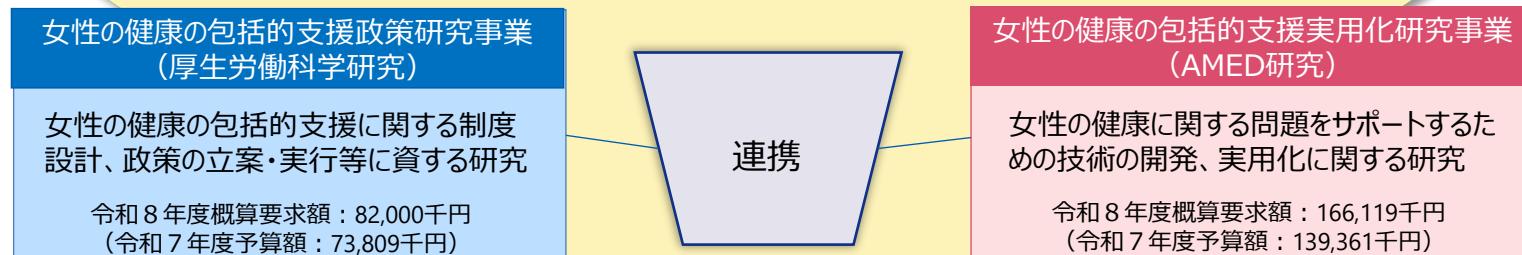
女性の健康の包括的支援実用化研究事業 / 女性の健康の包括的支援政策研究事業
(AMED研究) / (厚生労働科学研究)

女性の健康の包括的支援における研究事業について

女性の健康の包括的支援に関する課題

- 女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した取組が必要
- 女性の就業等の増加、婚姻や妊娠出産をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う健康課題の変化に応じた対応が必要
- 女性の健康に関する調査・研究に基づく知見を踏まえ、健康施策を総合的にサポートする体制が必要

平成27年度より研究事業を新設



- ・女性の年代別健康課題の実態把握、社会決定要因分析
- ・女性の健康支援のための評価手法・健診項目の開発
- ・更年期症状を有する労働者の健康増進に資する知見の収集
- ・女性の健康相談支援体制に関する自治体等の調査 等

- ・女性ホルモンが健康に及ぼす影響に関する研究
- ・女性特有の臓器等に関係する疾病に関する研究
- ・若年女性に特有の疾患予防に関する研究
- ・性差に関わる研究 等

今後の方向性

- 女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための研究について、引き続き取り組む。我が国における実態を正確に把握した上で、女性の健康に関する国民への正確な情報提供や、女性が必要な支援・医療を受けられる環境整備を進めることで、女性の健康の維持増進のみならず、社会・経済活動の活性化に貢献する。

健康増進事業（健康相談：女性の健康）について

事業概要

- ・**健康増進法第17条及び第19条の2に基づき市町村が行う、①健康教育②健康相談③健康診査④訪問指導の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。**
 (補助金：負担割合【国1／3、都道府県 1／3、市町村 1／3】【国1／3、政令指定都市 2／3】)

種類等		内容
健康相談	重点健康相談	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う。 (高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症、 女性の健康 ・病態別（肥満、心臓病等）)
	総合健康相談	○対象者の心身の健康に関する一般的な事項に関する指導、助言を行う。

（健康相談：女性の健康）

- (1) **目的**：健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。
- (2) **対象者**：当該市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とする。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。
- (3) **種類**：
- ・**実施方法**：市町村は、選定した重点課題に関し、知識経験を有する医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を担当者として、健康に関する指導及び助言を行う。
 実施に当たっては、市町村保健センター、健康増進センター、老人福祉センター、公民館 等に気軽にかつ幅広く相談できる健康相談室等の窓口を設置する。
 - ・**実施内容**：女性専用外来や健診機関の案内、女性の健康づくりについて個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導
 - ・**実施状況**：平成26年度（18,394人）、平成27年度（19,728人）、平成28年度（19,859人）、平成29年度（21,795人）、平成30年度（18,390人）、令和元年度（18,916人）、令和2年度（12,547人）、令和3年度（13,010人）、令和4年度（16,149人）

ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」

多くの女性が直面する月経の悩みや、妊娠・出産に関する疑問、様々な体調不良等に関して情報提供を実施。
(1か月あたりの訪問数約35万、PV数
約70万)

女性の健康推進室

ヘルスケアラボ

HealthCareLab

はじめに 女性の健康ガイド 病気調べる セルフチェック マタニティトラブル レシピ

「女性の健康推進室・ヘルスケアラボ」は、すべての女性の健康を支援するために厚生労働省の研究班が作成しました。



更新 2021/10/08 斎藤記事「妊娠性温存」を追加しました

更新 2021/08/27 佐藤さんの新型コロナウィルスのワクチン接種に…

お知らせ一覧 ▶

子宮内膜症?
気になる女性の病気
✓セルフチェック CHECK▶妊娠中の気になるQ&A
マタニティトラブル

はじめに

病気を検索

気になるキーワード、症状で調べよう

病院検索

医療施設へのご案内です

監修ドクターの紹介

ヘルスケアラボの記事は各領域の専門医が監修しています

女性アスリート外来

ライフステージ別女性の健康ガイド

すべて表示

小児期・思春期

成人期

更年期

老年期

妊娠・出産

みんな悩んでる
月経のトラブル

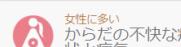
貧血

月経痛

月経不順・無月経

一覧▶

生理痛のセルフチェック

女性に多い
からだの不快な症
状と病気

肩こり・首こり

甲状腺の病気

乳暈症・乳房痛

一覧▶

乳がんのセルフチェック

人に相談しにくい
デリケートな悩み

性暴力、デートDV

性感染症(STD)

摂食障害(拒食、過食)

一覧▶

不眠症のセルフチェック

TOP > これって病気かな？女性の病気セルフチェック

これって病気かな？女性の病気セルフチェック

「もしもして病気かも？」と不安になったとき、気になる病気をセルフチェックしてみましょう。

✓ 子宮頸がんチェック

✓ 子宮体がんチェック

✓ 乳がんチェック

✓ 子宮内膜症チェック

✓ 子宮筋腫チェック

✓ 生理痛チェック

月経前症候群(PMS)/月経前
不快気分障害(PMDD)チェック

✓ 不妊症チェック

✓ 性行為感染症チェック

✓ 更年期障害チェック

✓ 過活動膀胱チェック

✓ うつ症状チェック

✓ 不眠症チェック

女性の健康ガイド

はじめに

みんな悩んでる
月経のトラブルからだの不快な症
状と病気人に相談しにくい
デリケートな悩みこれって大丈夫？
小児期の気がかりこどもからおとなへ
思春期って何思春期に多い
からだの不快な症
状と病気ひとりで悩まない
思春期の性と健康要注意！早めに気づいて
子宮と卵巣の病気早めの準備が大切
妊娠・出産のこと

マタニティトラブルQ&A

妊娠中の疑問をいつでもどこでも解決

妊娠中の生活あれこれ

おしものトラブル

からだの変化と不調

体調の変化

産後のこと

妊娠中や授乳中の薬



女性の健康推進事業

研究代表団体：東京大学産婦人科学教室

http://w-health.jp/

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ

<スマート・ライフ・プロジェクト>



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾患を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」「良質な睡眠」「女性の健康」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

厚生労働省



<健康寿命をのばそう! アワードトロフィー>

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開



企業・団体 自治体

- ・メディア
- ・外食産業



- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社



等

社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

令和7年度 第14回 健康寿命をのばそう！アワード 《生活習慣病予防分野》

《生活習慣病予防分野》では、従業員や職員、住民に対して、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組をしている企業・団体・自治体を表彰（厚生労働大臣賞、スポーツ庁長官賞、厚生労働省局長賞）

令和7年度の第14回では、103件（企業55件、団体27件、自治体21件）の応募を受け、有識者による評価委員会で審査・選出された取組事例から決定

厚生労働大臣 最優秀賞

西会津町

さすけねえ輪で変える！高齢化率50%の町
健康共創プロジェクト

厚生労働大臣 優秀賞

〈企業部門〉 大分県信用組合

〈団体部門〉 医療法人社団 健裕会 中谷病院

〈自治体部門〉 雲南市

スポーツ庁長官 優秀賞

〈企業部門〉 グローバルシステムズ株式会社

〈団体部門〉 公益財団法人日本ゴルフ協会

〈自治体部門〉 山形県上山市

厚生労働省健康・生活衛生局長 優良賞

〈企業部門〉 東京都チャレンジプラスTOPPAN 株式会社、旭化成ホームズ株式会社 シニア事業本部、株式会社 高館組、
株式会社WONDER未来図、オムロンヘルスケア株式会社

〈団体部門〉 全国土木建築国民健康保険組合、ヤマトグループ／ヤマトグループ健康保険組合、ReFF 福井大学研究ファーム・大西ファーム
全国健康保険協会沖縄支部

〈自治体部門〉 福井県坂井市、高松市、横須賀市民生局健康部健康増進課、坂出市

